

## 市川市環境保全条例

(平成10年市川市条例第31号)の抜すい

### 第3章 生活環境の保全等に関する規制等

#### 第9節 工場等の緑化に関する措置

(定義)

第105条の2 この節において「緑地」とは、樹木が生育する区画された土地をいう。

(緑地等の設置)

第105条の3 一の団地内における敷地面積が500平方メートル以上の工場等であって規則で定めるもの(以下この節において「特定工場等」という。)の設置(敷地面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場等になる場合を含む。次項において同じ。)又は変更(建築物の増築又は改築をいう。次項において同じ。)をしようとする者は、規則で定めるところにより、工場にあってはその敷地面積の100分の20以上(当該工場に係る用途地域が、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる準工業地域又は工業地域である場合にあっては100分の15以上、同号に掲げる工業専用地域である場合にあっては100分の10以上)の割合で、事業場にあってはその敷地面積の100分の10以上の割合で緑地を設置するものとする。ただし、市長がこれらの割合で緑地を設置することが困難であると認めるときは、規則で定めるところにより、次に掲げる緑化施設(第105条の7において「緑化施設」という。)の面積を緑地の面積に算入してこれらの割合を計算することができる。

- (1) 芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る。次号において同じ。)で表面が被われた区画された土地
- (2) 樹木又は芝その他の地被植物で表面が被われた施設(建築物その他の施設に設けられるものであって、当該施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。)

2 特定工場等の設置又は変更をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出るものとする。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、

## 市川市環境保全条例施行規則

(平成10年市川市規則59号)の抜すい

### 第3章 生活環境の保全等に関する規制等

#### 第9節 工場等の緑化に関する措置

(特定工場等)

第75条 条例第105条の3第1項本文の規則で定める工場等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) その敷地に次に掲げる建築物以外の建築物が建築され、又はされていること。
  - ア 土地に定着する工作物のうち、地下又は高架の工作物内に設けられる事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設
  - イ 工事を施工するために現場に設けられる事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する建築物
  - ウ 仮設興行場、仮設店舗その他これらに類する建築物
  - エ 物置、簡易トイレその他これらに類する建築物
  - オ 共同住宅
- (2) 工場にあっては、日本標準産業分類の分類表(統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件(平成14年3月7日総務省告示第139号)の2に定める分類表をいう。)に定める大分類のうち、鉱業、製造業(物品の加工修理業を含む。)又は電気・ガス・熱供給業・水道業を営む事業所並びに大分類のサービス業のうち中分類の廃棄物処理業を営む事業所であること。ただし、同一の建物内に共同住宅と併設されているものを除く。
- (3) 事業場にあっては、工場以外の事業所であること。ただし、同一の建物内に共同住宅と併設されているものを除く。
- (4) 工場立地法(昭和34年法律第24号)の適用を受けないものであること。

(緑地の設置方法)

第76条 条例第105条の3第1項本文の規定に

主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 業種
- (4) 敷地の利用に関する事項
- (5) 緑化計画
- (6) その他規則で定める事項

3 前項の規定による届出には、緑化計画図その他の規則で定める書類を添付するものとする。

(緑化計画等の変更の届出)

第105条の4 前条第2項の規定による届出をした者(以下この節において「特定工場等緑化届出者」という。)は、その届出に係る同項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出るものとする。

(緑化の完了の届出)

第105条の6 特定工場等緑化届出者は、第105条の3第2項の規定による届出に係る緑化計画(第105条の4の規定による届出に係る変更後の緑化計画を含む。次条において「届出に係る緑化計画」という。)に基づき緑化を完了したときは、その旨を市長に届け出るものとする。

(緑地等の維持管理)

第105条の7 特定工場等緑化届出者は、届出に係る緑化計画に基づき緑化を完了したときは、その緑地及び緑化施設の適切な維持管理に努めなければならない。

(緑化協定)

第105条の8 市長は、特定工場等の緑化の推進を図るために必要があると認めるときは、市と特定工場等緑化届出者との間に特定工場等の緑化に関する事項について協定を締結することができる。

(緑化に係る指導等)

第105条の9 市長は、特定工場等の緑化について必要があると認めるときは、当該特定工場等を所有し、又は管理する者に対し、指導又は勧告をすることができる。

よる緑地の設置は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 植栽密度は、10平方メートル当たり、高木(成木に達したときの樹高が4メートル以上の樹木をいう。以下この号において同じ。)が1本以上及び高木以外の樹木が10本以上とすること。ただし、緑化する敷地の形状等により市長がこれらの植栽密度によることに支障があると認めるときは、市長と協議した植栽密度とすること。

- (2) 主として敷地の外周に行うこと。

(緑化施設の面積の上限)

第77条 条例第105条の3第1項ただし書の規定により緑化施設の面積を緑地の面積に算入する場合の緑化施設の面積は、同項本文の規定による割合で算定した緑地の面積に100分の25を乗じて得た面積を上限とする。